

『この議会に向けて』

埼玉県和光市議会議員 菅 原 満
客員研究員

◆「政務活動費」の抱える問題点

政務活動費を巡り、自治体の議員、議会への不信が高まっています。多くの議会では、適正、適切な使途に努めていることと認識します。

具体的な不正、不適切な事例については、ここでは触れません。すでに、政務調査費導入以来、不適正、不適切な使途に対する監査請求、訴訟も提起されています。

議員個人の自覚はもちろん、議会としての説明責任が求められます。各議会では、政務活動費の使途基準を規定して支給していると思います。さらに、使途の結果をホームページなどで公表している議会もあります。

適正、適切な使用に関しては、議員個人の自覚、使途基準の明確化はもちろん、議長の責務があることに留意する必要があります。

「政務調査費」から「政務活動費」に地方自治法が改正された際、『議長は、第十四項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。』と規定されました。ここで、「透明性」といふのは、

確認が困難な「偽造」の場合はチェックが困難ですが、「透明性」ということは、使途が条例や基準に則っているばかりではなく、諸法令にも則っていることに関して

「一定程度の確認に努めるべき」とのことが含意されていると考えます。

大規模な議会では、議員の人数も多く手間がかかりますが、議長は、政務活動費の使途内容の確認について、事務局任せにすることがなく、議会への信頼醸成のためのチェックに努めることが強く求められるわけで、議長の責務は極めて重いといえます。議会が、執行部の議案や予算・決算を厳しく審査することを鑑みれば、議員、議会としてのあり方を問い返す必要があると考えます。

◆平成29年度予算編成に向けて

予算編成の方針が示され、総合振興計画に基づく実施計画（平成29～31年度）も策定している自治体があるかと思えます。今後3年間の施策への取組の方向性を示したものです。（財源等示している自治体もある。）

一般質問において、先の予算編成の方針や実施計画を質したり、各会派や市民要望を採りあげる際に、自治体運営に関して指摘されている公共建築物や上下水道施設の更新をどのように進めていくのかも念頭に置きつつ質問を展開していくことが挙げられます。このことは、ア
クセルとブレーキを踏む感があるかもしれません。

「まち・ひと・しごと創生総合戦略」「公共施設等総合管理計画」そして、「統一的な基準における地方公営」と各自自治体の現状と今後に向けた課題を示されています。個々の政策課題とそれに取り組むための財政制約を認識することとなります。

そして、従来の決算統計で示されてきていた指標とどのように異なるのか、異ならないのか、どのように財政運営を捉えるのか、事前の調査を行い、質していくことが挙げられます。

◆個別課題への取組手法の工夫

住民の確保、子育て支援（保育施設）、介護、障がい者福祉、生活困窮者自立支援、公共施設等の維持更新、教育環境整備、財源確保のため公債権等の管理などといった課題にどう取り組むのか。

「全国レベルで捉えた」指標を使つての質問から個々の自治体の指標を作成（近似した指標）することで現状を捉え、施策を評価していくことが考えられます。

例えば、生活困窮に関して「子どもの貧困」ということが指摘されています。この統計では、厚生労働省の『国民生活基礎調査』が使われています。あくまで一つの考えられる事例としてですが、自治体での『準要保護』や『生活保護』の実情、自治体の所得統計など各種の統計や街を歩いての生活実感を基にして質問を展開するということが想定されます。

子育て支援、介護など行政計画に基づき展開されている施策は、当然ながら、計画と進捗状況、今後の見通しについて書くにしておくことが挙げられます。さらには、計画進行の評価はどのようにしているのか、個別事業の施策評価、事業評価と併せて確認しておくことも挙げられます。この際、「評価」尺度がどのようになっ

ているのかも確認しておく必要があります。たびたび触れています、「数字」の評価に関しては、何のためにその評価尺度が定められているのか、再確認し、実際の評価結果を把握していくことが大切と考えます。

◆政策提案や要望の実現と財源論議

限られた財源の中で要望を実現していくことは、中々バランスが難しい面があると思います。

一般財源と特定財源、一般財源でも義務的・準義務的なもの、また、一般財源を使つての自主事業でもほぼ削れない経常的ものを除くと、政策的な事業に充てられる財源は限られてきます。しかし、この裁量的な部分の財源がどれだけあるのかを質し確認し、この点を含んで、政策提案を展開していくことで、実現性を高められるのではと考えます。

◆議案の審査と議会のあり方

議案については、インターネットにより国や関係機関や団体の情報が得られやすくなっています。この活用により、議案に関しての専門的な知見を得ることや情報の収集、審査に当たつての課題点の抽出を行い、しっかりとした審査につなげていくことが大切ではないかと考えます。提案から審査、採決まで限られた日数での審査ですから準備を十分に行うことが大切です。

識者の活用も考えられますが、この場合は、一般論ではなく、当該自治体の課題について、情報提供なりの議会との情報共有が必要だと考えます。（※平成28年4回）